

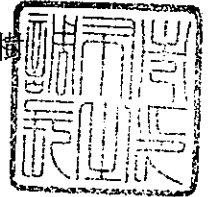


20調都街発第1860006号の2

平成20年10月21日

国土交通省道路局長 様

調布市長 長 友 貴 様



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成20年9月19日付け，国道企第37号で依頼のあった今後の道路行政についての意見・提案の提出の依頼について，別紙のとおり回答します。

①道路行政全般について改善すべき点、要望や提案など

東京都調布市

【中期計画策定にあたって改善すべき点】

調布市を含めた多摩地域の28市町と東京都では、道路整備の必要性や計画性を明らかにするとともに、効率的な整備を進めていくため、「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」を平成18年4月に策定し、平成27年度までに優先的に整備する路線を示し事業化を図っている。

昨年11月に国土交通省が作成した「道路の中期計画（素案）」については、取り組む主な政策課題において「生活幹線道路ネットワークの形成」や「慢性的な渋滞への対策としての連続立体交差事業」、「交通安全の向上」、「生活環境の向上としてのバリアフリー化や無電柱化」などが項目として盛り込まれていることに関しては、一定の評価ができる。

しかし、内容については抽象的であり、「基幹ネットワークの整備」「生活幹線道路ネットワーク」では、それぞれでまとめられているようで連係された内容とは感じ取れず、面的な対策であるべき「道路ネットワークの形成」の取り組みが不明確である。また、地方の基礎的自治体の意見や市民ニーズへの反映方法や事業毎の支援方法も具体的に明記されていない。

このため、「新たな中期計画」の策定では、本年5月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」の2にある「地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要とされる道路は着実に整備する。」を踏まえ、具体化した内容とすべきである。

【要望及び提案事項】

調布市における都市計画道路は、約57Kmであり、現在の整備率は約43%である。これは、都市計画道路の多摩地域における整備率の約53%（平成18年度末現在）や隣接市である府中市における整備率の約79%を大きく下回っている。

調布市では、平成19～24年度を計画期間とする「調布市後期基本計画」に基づく施策の取組を昨年度より進めている。この計画では、[安心・安全のまちづくり]や[京王線連続立体交差事業と一体となった中心市街地の街づくり]、[自然環境の保全と資源循環型社会の形成]などの重点的な取組の中に道路整備を施策として位置付け、事業を実施していくこととしており、優先度として高いものと考えている。

この施策を進めるうえでも、東京外かく環状道路の計画や京王線連続立体交差事業、交通バリアフリーなど各事業計画や動向等との整合を図りながら進めていく必要があるとともに、多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）に基づき、事業化を図り、道路ネットワークの形成を図っていかなければならない。

このような状況の中、道路特定財源の一般財源化及びガソリン税などの暫定税率が失効したとしても、動向に左右されない、まさに「地方財政に影響を及ぼさず、必要とされる道路整備」のための財源が不可欠となる。また、調布市としては都市計画道路の整備も比較的遅れており、東京外かく環状道路の計画、京王線連続立体交差事業が進めている中、事業途中の段階で停滞するようなことがあってはならない。しかし、事業を進めるうえでは、効率化を図るため、①事業の開始前や途中段階での適切な評価、②事業のスケジュール管理の徹底、③工法の工夫や新技術の活用によるコスト縮減、等に取り組んでいくことが重要と考える。

なお、調布市として具体的な要望等については、次のとおりである。

＜具体的な要望等＞

調布市基本計画関連

【安全・安心のまちづくり】

- 1 要望：生活道路の整備や橋梁の耐震化，鉄道駅を中心としたバリアフリー化を積極的に進めるため，各種支援を実施されたい。

解説：市民の安全を守り，安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるうえで，災害時には避難通路の役割も果たす市民生活に密着した生活道路の整備及び橋梁の耐震化は極めて重要であり，『調布市後期基本計画』において積極的に進めることとしている。また，少子高齢化を踏まえて，平成 18 年度には『調布市バリアフリー基本構想』を策定し，重点地区や交通結節点である鉄道駅を中心にバリアフリー化の着実な推進を図ることとしている。このため，財政的な面など事業実施に向けた支援を求めるものである。

【京王線連続立体交差事業と一体となった中心市街地のまちづくり】

- 2 要望：踏切による交通渋滞の解消，南北の市街地の一体化や地域交流の促進などに資する京王線連続立体交差事業の促進に向けて，各種支援を充実されたい。

解説：中心市街地にふさわしい，にぎわいとやすらぎのある都市空間の創出や様々な都市機能が集積した魅力的な市街地の形成を進めるために，京王線連続立体交差事業の事業効果の向上に向け，都市計画道路や駅前広場の整備を『調布市後期基本計画』において重点的に進めることとしている。特に，都市計画道路の整備にあたっては，バリアフリー化や無電中化を図り，少子高齢化に配慮した快適な歩行空間を確保する必要がある。このため，財政的な面など事業実施に向けた支援の充実を求めるものである。

- 3 要望：連続立体交差事業に合わせて整備する駅前広場等を市民の憩いや集いの場として快適に利用できるように，法律の運用について検討を進められたい。

解説：連続立体交差事業前の調布駅南口の駅前広場はイベントをはじめとした市民の活動の場として利用されていた。連続立体交差事業に合わせて整備する駅前広場等を市民の憩いや集いの場として快適に利用できるように，法律の運用について検討を進められたい。

- 4 要望：地下化連続立体交差事業における「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」の運用について検討を進められたい。

解説：京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化されることにより，調布・布田・国領の 3 駅が駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地上部の連続した空間が生み出される。これらの空間を潤いある緑豊かなコミュニティ空間とするために，『調布市後期基本計画』において鉄道敷地の利用計画を策定することとしている。しかし，「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」は高架式を前提としたものであり，公租公課相当分以外の利用については，鉄道事業者の定める貸付規則による使用料を適用することとなっている。一方，今後は高齢社会の進行に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の維持補修及び耐震化への対応など，様々な財政需要が見込まれる。このため，連続立体交差事業によって生み出された都市における貴重な空間を市民のために活用できるようなルールづくりの検討を求めるものである。

- 5 要望：相続税の納税を猶予されている農地いわゆる生産緑地などが都市計画道路などの公共用地取得にかかる場合，用地取得に難航するケースが多

い。このため、道路事業が促進できるよう、租税特別措置法等の改正について検討していただきたい。
解説：生産緑地などの土地が、調布市の都市計画道路用地に多い。市民の生活再建から考慮しても法的な対策を求めるものである。

【自然環境の保全と資源循環型社会の形成】

- 6 要望：ふるさと調布の緑と水の保全、そして地球環境のために、都市計画道路のあり方についても検討し、環境を考慮したまちづくりに向けて、支援を充実されたい。

解説：深大寺地区には、深大寺や都内唯一の植物公園である神代植物公園があり、自然豊かな観光地として親しまれている。このため、深大寺地区においては多摩の南北幹線道路の一つである調布保谷線（武蔵境通り、調布都市計画道路3・2・6号線）を核とした環境軸の形成に向けて、風情ある街なみの保全やにぎわいの創出などを目指したまちづくりについて検討が進められている。これと並行して、調布市では調布都市計画道路3・4・30号線のあり方についても検討していくことを『多摩地域における都市計画道路の整備方針 第三次事業化計画』に位置付けている。そこで、これらの事業の実施に向けた支援の充実を求めるものである。

東京外かく環状道路関連

- 7 要望：東京外かく環状道路インターチェンジへのアクセスを含む周辺道路を整備し、生活道路への通過交通流入を排除するなど、安全で快適な交通環境を実現すること。そのための、各種支援も併せて実施されたい。

解説：東八インターチェンジの設置により、市域においては、調布都市計画道路3・4・1号線（国道20号線）など幹線道路から、生活道路への通過交通の流入が危惧される。このため、インターチェンジへのアクセス道路を含む都市計画道路4路線（調布都市計画道路3・4・9号線、調布都市計画道路3・4・10号線、調布都市計画道路3・4・17号線及び調布都市計画道路3・4・18号線）を整備し、交通を適切に分散することで生活道路への通過交通の流入を防ぐことが重要であることから、安全で快適な交通環境の実現を求めるものである。特に、アクセス道路の整備は急務であることから、財政的な面など事業実施に向けた特段の支援を求めるものである。

- 8 要望：東京外かく環状道路、中央自動車道及び仙川に囲まれた地域（いわゆる三日月地域）においては、掘割部の蓋掛けや環境施設帯など地上部の有効利用を図り、地域コミュニティの分断を最小限に留めること。

解説：東京外かく環状道路、中央自動車道及び仙川に囲まれた地域（いわゆる三日月地域）においては、地域分断による影響が懸念される。このため、掘割部をできる限り蓋掛けし、環境施設帯とあわせて一体的な土地の有効利用を図ることが重要であり、生活動線を確認し、公園や緑地など開放されたオープンスペースを創出するなど、地域コミュニティの分断を最小限に留めるよう求めるものである。

- 9 要望：地上部の活用にあたっては、周辺環境との調和を図り、良好な景観形成に努めること。

解説：中央ジャンクション付近においては、高架式の連結部（ランプ）や換気所など、構造物による圧迫感や景観への影響が危惧される。このため、環境施設帯での高木の配置や構造物の壁面緑化などにより周辺環境との調和を図り、構造物の色彩、形状などについて十分考慮するなど、良好な景観形成に努めるよう求めるものである。

- 1 0 要望：東京外かく環状道路の事業実施に際しては、十分な安全対策及び環境対策を行い、周辺の理解を求めること。
解説：長距離トンネルとなる特殊性から、工事の長期化による市民生活への影響が危惧される。このため、生活動線の確保とともに工事用車両の競合運転を回避するなど、十分な安全対策や環境対策を努めるよう求めるものである。また、工事の内容や作業状況等についての十分な情報提供を行うなど、周辺住民に対する積極的かつ丁寧な対応を求めるものである。
- 1 1 要望：周辺道路の交通量や大気質等の環境については、事後調査を実施し、事前に予測し得ない状況が生じた場合には、調布市及び周辺住民と十分協議のうえ必要な対策を講じること。
解説：東京外かく環状道路の整備による幹線道路などの交通量の変化、大気質、騒音、振動及び地下水など自然環境への影響が懸念される。このため、十分な環境調査やモニタリング調査を実施し、予測評価時における各種対策の効果を確認することを求めるものである。また、事前に予測し得ない状況が生じた場合には、迅速な情報の提供を行い、調布市及び周辺住民と十分協議するとともに、早期に適切な対策を講じるよう求めるものである。
- 1 2 要望：東京外かく環状道路の構造形式が地下式（大深度地下）であることから、災害時の避難や換気などの設備を適切に配置し、総合的な防災対策及び環境対策に万全を期すること。
解説：東京外かく環状道路は、大深度地下による長距離トンネルであることから、トンネル内での災害時の避難など安全性の確保が懸念される。このため、これまでのトンネルに関する技術基準などに留まらず、起こりうる様々な状況を想定し、避難設備や換気設備を適切に配置するなど、総合的な防災対策及び環境対策を求めるものである。
- 1 3 要望：調布都市計画道路3・4・1号線と三鷹都市計画道路3・4・13号線支線1，支線2は、東京外かく環状道路の当初計画決定における構造の形態のままとなっているので、地下化計画との整合を検討されたい。
解説：東京外かく環状道路は地下化による都市計画変更がなされたが、三鷹都市計画道路3・4・13号線支線1，支線2は、当初の外環計画における乗り降り構造の形態を残しており、両支線に挟まれる地域が生じるため引き続き検討を求めるものである。
さらに、調布都市計画道路3・4・1号線についても、地下化の計画との整合を図るべく検討を求めるものである。
- 1 4 要望：東京外かく環状道路における生活再建救済制度により取得した土地については、都市における貴重な空間であり、市の意向を踏まえ、有効活用を図ること。
解説：昭和41年都市計画決定された東京外かく環状道路により制限を受けている土地を対象に実施している「生活再建救済制度」は、都市計画変更により計画区域が変更となり、本線の開削部について引き続き買い取りを行うこととなった。本制度により取得した土地の利用については、貴重な都市空間であることから市の意向を踏まえ、有効活用を図ることを求めるものである。
- 1 5 要望：地域住民との関わり方については、さらに東京外かく環状道路の計画を進めたうえで、各段階において開催を検討すること。
解説：地域住民との話し合い及び丁寧な情報提供については、調査、設計、工事、管理の各段階で行うこととしている。地域懇談会（仮称）による今後のPI会議の進め方や地域住民との関わり方については、十分な話し合いを行ったうえで実施すべきである。さらに東京外かく環状道路の更なる詳細の計画を進めたうえで、実のある会議とすべきであることから検討を求めたものである。

今後の道路行政についての意見・提案

様式 ②

②ー１ 地域の現状と抱える課題

東京都調布市

○現状	○課題
①都市計画道路の整備 調布市の都市計画道路は約 57Km, 現在の整備率は約 43% 〔多摩地域整備率の約 53%, 隣接市の府中市整備率の約 79%と比較しても遅れている。〕	・事業用地に生産緑地などの納税猶予地が多いため, 代替地要求などの生活再建の面からの対応や租税特別措置法での税免除の対応 ・事業用地にかかる土地所有者が複数に借地している場合の譲渡所得の特別控除への対応
②生活道路等の整備 調布市の生活道路(幅員 6 m以上)の整備率は約 31%, 狭あい道路の整備率は 16%となっている。	地権者の建替えに伴い, 建築基準法に基づく生活道路等用地の必要幅員を確保していただくよう, 協力要請しているが, 整備するうえで限界がある。
③鉄道駅を中心としたバリアフリー化 調布市では, 3 駅が地下化される京王線連続立体交差事業が事業中であり, また, それ以外の駅においても平成 22 年度バリアフリー化に向け, 京王電鉄㈱や関係機関と調整している。また, 駅周辺の道路や公共施設と結節する箇所もユニバーサルデザインを考慮したバリアフリー化を進めている。	高齢社会に対応したバリアフリー化を進めるには, 道路幅員の拡幅や構造物の改良, 誘導サイン等のソフト的対策等が伴うため, 多額の費用を要するが, これまで以上の画期的な支援が必要。
④京王線連続立体交差事業と一体となった中心市街地のまちづくり 調布市では, 平成 24 年度完成予定の京王線連続立体交差事業と整合を図りながら, 交差する都市計画道路の整備や再開発事業などの面整備, 地下化後の地上利用計画等を進める必要があり, 立体化される区間を含む約 200ha を中心市街地と位置付け, 都市基盤整備を進めている。	各事業において, 道路特定財源などの補助を活用し, 事業化している。事業途中で補助が打ち切られた場合は, 多方面で混乱が生じる。
⑤自然環境の保全と資源循環型社会の形成 調布市の深大寺地区には, 都内唯一の植物公園である神代植物公園があり, 自然豊かな観光地として親しまれている。また, 蕎麦屋などの風情ある街なみの保全やにぎわいの創出などを目指したまちづくりについて検討を進めており, 調布都市計画道路 3・4・30 号線のあり方も検討している。	深大寺地区の整備にあたっては, 地域の街づくりとして面的な取り組みとなる。このため, 道路特定財源などの補助だけでなく, 街なみ環境整備事業や歴史まちづくり法などに基づく補助などの支援が必要。
⑥東京外かく環状道路 調布市では, 中央ジャンクション地域課題検討会が 10 月 18 日に終了しているところである。検討会では, 三日月地区のコミュニティー分断や生活道路への通過交通増加などの懸念の意見が寄せられている。	今後, 国土交通省及び東京都と対応方針について, 取りまとめていくことになるが, 交通を適切に分散するためにはアクセス道路の整備は急務であることから, 財政的な面など事業実施に向けた特段の支援を求めるものである。また, 地域の課題解決に向けた, 街づくりに関する支援策が必要。

調布市基本構想の概要

1 基本構想の概要

調布市は、平成12年に平成24年度を目標とし、21世紀初頭のまちの将来像を「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」とする基本構想を定めている。

調布市のまちづくりを進めるうえでは、人の心と心の結びつきを深めた平和な社会を築き、人が集まる楽しく魅力的なまちづくりと一人一人が支え合い、やさしさに包まれて、いきいきと安心して住み続けられることの実現が重要。

こうした「安心」、「やさしさ」、「活力」の視点から、21世紀初頭の調布のまちを展望し、まちづくりを進めるうえでの基本的な考え方を、「個の尊重」、「良好なコミュニティの形成」、「自然との共生」としている。

2 基本目標

まちの将来像を実現するため、ひと、くらし、まちに焦点を当て、次の3つの基本目標のもと、まちづくりを進める。

ひと・・・「いきいきと元気なひとづくり」

一人の人を大切にして、ともに育ち、様々な分野で経験や努力が生かされ、自己実現できるまちをめざす。

また、自立した市民一人一人が、学び合いながら良好なコミュニティを形成し、人の輪がひろがるまちをめざす。

くらし・・・「住み続けられるくらしづくり」

だれもが住みなれたまちで、安心して年を重ねることができるよう、総合的な福祉サービスの基盤を整える。

また、水と緑などの自然と共生して、すてきにくらすことができ、地震や家事などの災害や交通事故、犯罪からも安全なまちをめざす。

まち・・・「人が集まる楽しいまちづくり」

出会いとふれあいがあり、にぎわいのあるまちづくりを推進し、行ってみたい、住んでみたいまちをめざす。

また、だれもが自由に交流できるよう、他都市とのネットワークなど、広域的な視点から道路交通網の整備を推進するとともに、公共事業の充実を図り、歩いても楽しいまちをめざす。

3 重点的な取組（7つ）

（1）「安全・安心のまちづくり」

耐震化の推進、生活道路の整備、市内全域の安全・安心パトロールの実施、学校周辺の安全対策の実施、危機管理体制の整備

(2) 「子ども・教育施策の充実」

保育園待機児童解消への取組, 学童クラブの充実, 子ども発達センターの開設, 学力向上への取組, 教育センターの開設

(3) 「福祉・健康施策の充実」

生活支援・見守りネットワーク（みまもっと）の推進, 介護予防事業の充実, スポーツを通じた健康づくり, 文化活動を通じた市民の生きがいのづくり, バリアフリーのまちづくり

(4) 「京王線連続立体交差事業と一体となった中心市街地のまちづくり」

京王線連続立体交差事業の促進, 魅力ある中心市街地の創出, 鉄道敷地の利用計画の策定, 都市計画道路の整備, 市内産業の活性化

(5) 「自然環境の保全と資源循環型社会の形成」

国分寺崖線の保全, 深大寺・佐須地区の里山, 水辺環境の保全・活用, グリーンファンド（市民参加型ファンド）の導入検討, ごみ減量・資源化の推進, 新ごみ処理施設の整備

(6) 「参加と協働のまちづくりの推進」

自治基本条例の制定, 積極的で分かりやすい情報提供, 地域コミュニティ活動拠点の整備と市民活動への支援, 政策決定過程における女性の参画推進, 団塊世代の地域貢献活動への支援,

(7) 「持続可能で, 効果的・効率的な行財政運営の確立」

行財政アクションプランの推進, 健全財政の維持, 民間活力の積極的な活用, 簡素で効率的な市役所づくり, 市役所窓口サービスの向上

今後の道路行政についての意見・提案

様式 ④

③道路施策の重点事項（代表事例、期待する効果や評価等）

東京都調布市

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
地域活力の向上	・ 中心市街地活性化の推進 ・ 再開発事業の促進 ・ 土地区画整理事業の推進	・ 連立事業を契機とした賑わいの創出 ・ 土地の有効利用と交通、防災上の安全確保 ・ 公共施設の整備と宅地利用の増進	
都市交通の快適性、利便性の向上	・ 京王線連続立体交差事業の促進 ・ 都市計画道路の整備	・ 交通の円滑化や安全性の向上、街づくりへの貢献 ・ 道路ネットワークの構築による交通集中の分散	
総合的な交通安全対策及び危機管理の強化	・ 自転車等駐輪場の整備 ・ 橋梁の耐震改修 ・ 生活道路の整備	・ 放置自転車による道路障害率の低下 ・ 橋梁の耐震化率向上 ・ 消防困難区域の解消と利便性安全性の向上	
良好な生活空間・自然環境の形成	・ 駅前広場の整備 ・ 鉄道敷地の利用の検討 ・ 狭隘道路の整備 ・ 交通バリアフリーの推進	・ 交通結節機能の向上とコミュニティの拠点形成 ・ 中心市街地における魅力的な空間の創出 ・ 良好な生活環境の形成 ・ 公共交通機関利用者の安全・快適性の向上	
良好な景観の形成	・ 深大寺地区のまちづくりの推進	・ 緑豊かで歴史的、文化的な風情と賑わいのある街並みの形成	